

地域体制強化共同支援加算の取扱いについて（案）

地域体制強化共同支援加算は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）に規定されており、本市においてもこの規定により取り扱うものであるが、区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）への報告など、その運用については、次のとおり整理することとする。

1 国の示す内容

○目的

地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とする。

○要件

- ・拠点等であること
- ・支援が困難な対象者であること
- ・本人の同意を得ていること
- ・指定特定相談支援事業者が 3 者以上の事業者と共同していること
- ・支援関係者が会議により情報共有及び支援内容の検討を行うこと
- ・在宅での療養又は地域生活上必要な説明及び指導を行うこと
- ・地域課題を整理したうえで、協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告すること・会議の内容を記録して保存すること

○報酬

利用者一人につき 2,000 単位／月

2 本市における取扱いの考え方

- ・本加算は、その目的に照らし、地域の体制づくりに資するものでなければならず、当該事業所における事業運営の都合が優先されてはならないものである。
- ・また、報告の対象となる事例は、支援が困難で、地域の体制づくりが求められるものであることから、対象者の支援を検討するにあたっては、各区の障がい者基幹相談支援センターと連携されていることが望ましい。
- ・本加算に係る報告は、支援内容や実践例の報告ではなく、当該地域の課題が整理された報告でなければならない。
- ・そのため、新たな地域課題が明らかになった場合を除き、原則として、同一の対象者に係る報告を繰り返し行うような取扱いは想定しない。
- ・本加算の算定に当たっては、算定する事業所において加算の目的や要件が十分に認識されたうえで取組が行われ、適切に請求されるよう、事業者に対して周知徹底を

図ることとする。

- ・協議会に対する報告に際しては、支援事例の蓄積や地域課題の検討のために必要かつ十分な報告となるよう、提出すべき報告様式を設定するとともに、当該事業所職員が協議会（部会等を含む。ただし、地域課題を共有・検討する場に限る。）へ出席しての報告を求めることとする。なお、報告先の協議会は、原則として、対象者の支給決定区の協議会とする。
- ・協議会に対しては、個別ケースから地域課題を抽出し、社会資源の改善・開発など地域づくりに取り組む機能を発揮するため、各区の実情に応じて、積極的に報告を活用し、集約された地域課題について、地域として具体的にどのような対応が可能かを検討するよう周知する。
- ・事業所における記録の参考として、国の示す標準様式を提示する。
- ・当該会議が、指定継続サービス利用支援を行うに当たり実施されているなど、所定の要件を満たす場合は、サービス担当者会議実施加算を算定して差し支えないものとする。
- ・本取扱いは、障がい児相談支援にも適用する。

(参考) 条文抜粋

【報酬告示】

17 地域体制強化共同支援加算 2,000 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

【留意事項通知】

17. 地域体制強化共同支援加算

(1) 趣旨

当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応出来るサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とするものであり、この加算の対象となる事業所については地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に加算するものである。

なお、当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。

なお、協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。

(3) 手続

当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。